

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年8月15日 13時45分頃
発生場所	福岡県福岡市志賀島北西方沖 玄界島灯台から真方位085° 2.3海里付近 (概位 北緯33° 41.7' 東経130° 16.9')
事故の概要	プレジャーボート1091は、航行中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年9月27日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 1091、4.4トン
船舶番号、船舶所有者等	251-21598佐賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ翼に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約79cm（玄界島）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、志賀島北西方沖を航行中、浅所に乗り揚げた。 船長は、本船を浅所から離すことができなかったため、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇にえい航されて、福岡市博多港第1区に着いた。 本船の喫水は、船首、船尾とも不詳である。 船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、航行中、浅所に乗り揚げたものと考えられるが、船長から必要な情報が得られなかったことから、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、航行中、浅所に乗り揚げたものと考えられる。